

第 1 8 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平 成 2 1 年 1 2 月 2 2 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 1 8 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日 成 田 市 役 所 6 階 中 会 議 室 に お い て 開 催
委員定数 2 9 名

出席委員 (2 8 名)

議長	小 池 利 道		
1 番	海 保 博	16 番	伊 藤 勝
2 番	村 嶋 孝 志	17 番	石 井 賢 二
4 番	仲 山 綾 夫	18 番	西 野 潤 志 郎
5 番	菅 澤 一 郎	20 番	岩 立 隆
6 番	龍 崎 文 雄	21 番	清 宮 茂 樹
7 番	宇 佐 美 薫	22 番	佐 久 間 勇
8 番	鵜 澤 惠 治	23 番	岩 澤 貞 男
9 番	根 本 喜 久 治	24 番	小 林 典 男
10 番	西 村 千 尋	25 番	吉 田 三 男
11 番	荒 居 稔	26 番	大 里 操
12 番	金 岡 二 三 克	27 番	秋 山 哲 也
13 番	石 原 輝 夫	28 番	岡 野 政 男
14 番	宍 倉 日 出 夫	29 番	宮 野 茂
15 番	木 下 敏		

欠席委員 (1 名)

3 番	鈴 木 清		
-----	-------	--	--

議 長

(午後2時開会)

これより第18回成田市農業委員会総会を開会いたします。

本総会の委員定数は29名で、本日の出席委員は28名、欠席委員は1名(3番・鈴木清委員)でございます。

議案の審議に入るに先立ちまして、平成21年11月24日、第17回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配付してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

(諸般の報告)

12月11日(金) 運営委員会

於 市役所5階 501会議室

出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、穴倉
鈴木、大里委員 以上7名

12月18日(金) 第1小委員会

於 市役所5階 502会議室

出席者 佐久間、仲山、木下、小池、岩立、
吉田各委員、 以上6名

12月22日(火) 第1回和解仲介(平成21年仲介第1号)

於 市役所2階 202会議室

出席者 穴倉、菅澤、大里各委員

次に、議事録署名人の指名を行います。議長において

議席番号 7番 宇佐美 薫 委員

8番 鵜 澤 恵 治 委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 あっせんの実施について

議案第2号 あっせんの相手方候補者の選定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 買受適格証明願いについて

議案第6号 あっせんの証明願いについて

議案第7号 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について

議案第8号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについて

議案第9号 平成21年度第9次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 あっせん結果について

報告第2号 専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案9件、報告4件でございます。

それでは、去る12月18日に開催いたしました第1小委員会において、本総会に提出される議案につきまして事前審査を行いました結果について、佐久間第1小委員長よりご報告願います。

第1小委員長
(22番 佐久間委員)

去る12月18日午後1時30分より502会議室におきまして、西村委員、大里委員が所用のため欠席のほか、他の委員出席のもと第1小委員会を開催いたしました。

本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。提出されました議案は9議案、報告が4件でございます。

まず、3ページの議案第1号、あっせんの実施についてでございます。成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせんの申出が2件ございました。これに伴いあっせんの実施、相手方候補者の選定についてを事前審査いたしました。委員より今回の相手方候補者に認定農業者が含まれているかとの質問があり、田を主とする認定農業者はいないため、含まれていないとのことでした。その他、さしたる質問もなく、採決の結果あっせんの実施及び相手方候補者の選定について、異議はございませんでした。

次に、4ページの議案第2号、あっせんの相手方候補者の選定についてでございます。11月の総会であっせんの実施およびあっせん委員の指名を行った案件について、あっせんの相手方候補者の選定をするものです。私は議事参与の制限の規定により退席いたしました。が、さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、5ページの議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。売買が4件、交換が2件ございました。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、8ページの議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。売買が1件、使用貸借権の設定が3件ございました。

売買については、来客及び従業員用駐車場(普通車10台)用地に転用したいとするものが1件です。

使用貸借権の設定については、ゴルフ場造成工事に伴う仮設道路用地として一時転用したいとするものが1件、専用住宅用地として転用したいとするものが1件、山砂採取用地として一時転用したいとするものが1件です。

さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、15ページの議案第5号、買受適格証明願いについてでございます。4件の申請がございました。千葉地方裁判所の競売に参加するためのものが4件ございました。いずれも農地法第3条に関連する「買受適格証明願い」の申請です。所有者が市外在住者のため、委員より、現在農地として利用されているかとの質問があり、現状は農地として利用されているとのことでした。その他、さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、17ページの議案第6号、あっせんの証明願いについてでございます。2件の申請がありました。あっせんの成立した案件について、租税特別措置法の譲渡所得の特別控除を受けるための証明願いが1件、不動産取得税の課税標準の減税措置を受けるための証明願いが1件ございました。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、18ページの議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認についてでございます。成田税務署より相続税の納税猶予を受けている特例農地の利用状況の確認依頼が3件ございました。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、21ページの議案第8号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについてでございます。2件の申請がありました。生産緑地の指定を受け、植木畑として管理していた農地について、疾病により管理できない状況となったため生産緑地法に基づく手続きをしようとするものです。委員により現地調査、農家基本台帳等確認いたしました。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、22ページの議案第9号、平成21年度第9次農用地利用集積計画の決定についてでございます。利用権設定が33件、利用権設定の転貸が19件でございます。各筆の明細は26ページから39

ページでございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、40ページの報告第1号、あっせん結果についてでございます。売買のあっせん申出のありました、竜台の田3筆 1,172.91㎡につきまして、あっせんが成立した旨、あっせん委員として報告いたしました。質問はございませんでした。

次に、41ページの報告第2号、専決処分についてでございます。4条の届出が5件、5条の届出が9件、転用事実確認証明の4条が1件、5条が3件で、事務局長が専決処分した旨報告がありました。質問はございませんでした。

次に、49ページの報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。7件の通知がございました。いずれも賃貸人、賃借人の双方の合意による解約でございます。質問はございませんでした。

次に、51ページの報告第4号、農地等の現況に関する照会についてでございます。法務局からの照会が3件、裁判所からの照会が1件ございました。質問はございませんでした。

以上、議案第1号から第9号及び報告第1号から第4号について、小委員会での事前審査の結果でございます。本総会でのより一層の慎重審議をお願いいたしまして小委員会の報告といたします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、あっせんの実施についてを提案いたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局長の挙手あり)

議長

柿沼事務局長

事務局

3ページをお開き願います。議案第1号、あっせんの実施についてでございます。

成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第7条の規定によりあっせんの申し出がありましたので、あっせんの実施、相手方候補者の選定及びあっせん委員の指名について提出するものでございます。

1番、前林の さんより、一坪田の田1筆 1,922㎡の土地を売りたいとの申出がございました。

2番、前林の さんより、前林の田1筆 843㎡を売りたいとの

申し出がありました。

この申出は成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第8条1項1号アの農用地等の所有者から農用地等の売渡し、貸付け又は交換の申出があった場合に該当しております。このあっせん申出が承認されますと、同基準第9条の規定によりあっせんの相手方候補者を選定し、第11条の規定により農業委員の中からあっせん委員2名を指名し、あっせんを行うものでございます。相手方候補者につきましては、田を主とする認定農業者がいない為、近隣の農地を耕作する者で目標とする経営面積との格差等の要件を総合的に勘案し、あっせん順位を定めております。相手方候補者ですが、1番につきましては、相手方候補者1番は一坪田の　　さんでございますが、このあっせんが不調になった場合は2番の　　さんに、2番が不調になった場合は3番の　　さんへ、本来であれば不調になった場合は1件ごとに総会でご報告しなければならないのですが、その都度報告をしておりますとあっせんの期間が長くなってしまふ為、不調となった場合は次順位の候補者にあっせんをしてよろしいか、併せてお伺いするものでございます。以上で議案第1号、あっせんの実施、相手方候補者の選定及びあっせん委員の指名についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議　長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議　長

異議なしの声がございましたので、あっせんの実施、相手方候補者の選定及びあっせん委員の指名について、採決いたします。あっせんの実施について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議　長

挙手全員でございます。よって、あっせんは実施することといたします。

次に、相手方候補者の選定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって、相手方候補者につきましては原案のとおりといたします。

次に、あっせん委員の指名について でございます。ご意見等ございませんか。

(会長一任の声あり)

議 長

会長一任との声がありましたので、1 番については小林委員と宇佐美委員、2 番につきましては木下委員と宮野委員にお願いしたいと思います。あっせん委員の指名について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって、あっせん委員については、1 番については小林委員と宇佐美委員、2 番につきましては木下委員と宮野委員を指名いたします。

次の議案第 2 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 2 4 条議事参与の制限の規定により、佐久間勇委員は議事に参与できませんので暫時退席願います。

(2 2 番 佐久間勇委員 退席)

議 長

それでは 4 ページをお開き願います。議案第 2 号、あっせんの相手方候補者の選定について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

4 ページをお開き願います。議案第 2 号、あっせんの相手方候補者の選定について でございます。成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 9 条の規定に基づき、あっせんの相手方候補者を選定するものでございます。

第 1 7 回総会におきまして、あっせん委員の指名についての 1 番において、ご可決いただきました北羽鳥の さんの申出土地、北羽鳥

の田4筆、南部の田3筆、合計面積5,487㎡について、あっせんの相手方となるべき候補者の選定について、ご審議いただくものでございます。相手方候補者につきましては、あっせん候補者名簿より申出土地の近隣に耕作地を有する認定農業者6名を選定し、目標とする経営面積との格差等の要件を総合的に勘案し、あっせん順位を定めております。なお、先程の第1号議案で申し上げましたように、順位1位の相手方候補者のあっせんが不成立の場合、その都度、総会に報告しなければなりません。順次、相手方候補者とあっせんを実施してよしいか併せてご審議いただくものでございます。以上で議案第2号、あっせんの相手方候補者の選定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、あっせんの相手方候補者の選定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第2号は可決されました。

(22番 佐久間勇委員 着席)

議 長 次に順番が前後しますが、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の中に、あっせん結果による議案がございますので、先に40ページの報告第1号、あっせん結果について を報告願います。あっせん委員よろしくお願いいたします。

(佐久間委員の挙手あり)

議 長 佐久間委員

22番 (佐久間委員) あっせん結果について ご報告いたします。11月の総会で私と吉田委員があっせん委員に指名された案件でございます。

申出人は竜台 番地、 さんです。申請土地は竜台字大島の田

3筆 1,172.91 m²でございます。5名の買受候補者があげられました。1番の候補者は、今年既に農地を購入しており、現在のところ購入の意思は無いとのことでした。2番の候補者は、基盤整備がなされていない農地であることから購入の意思は無いとのことでした。3番の候補者である竜台 番地、 さんが、申請農地の隣接地を耕作しており、一体として耕作しやすいとの理由で、買受の意思が確認され、12月8日にあっせんが成立いたしました。以上でございます。

議 長

あっせん委員からの説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、報告第1号は終了させていただきます。

それでは5ページをお開き願います。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

5ページをお開き願います。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

売買でございます。4件の申請がございました。

1番、譲受人である川栗の さんが、譲渡人である磯部の さんが所有する磯部の田1筆 1,300 m²について、自作地に近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。譲渡人の事由は農業経営の規模を縮小するというものでございます。申請地は根木名川土地改良区の受益地であり農地法第3条許可申請について、差し支えない旨の意見書及び譲受人においては、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、譲受人である十余三の さんが、譲渡人である野毛平の さんが所有する十余三の畑1筆 1,139 m²について、自宅から近く、耕作に便利のため農地を取得したいという申請でございます。また、譲渡人の事由は、相手方の要望によるものです。取得後は自ら耕

作する旨の確約書が添付されております。

続きまして6ページをお開き願います。先程、佐久間委員よりあっせん結果の報告がありました案件でございます。

3番、譲受人である竜台の さんが、譲渡人である竜台の さんが所有する竜台の田3筆、うち1筆は登記地目が畑でございます。合計面積1,172.91㎡について、あっせんにより自作地の隣接地を取得したいという申請でございます。譲渡人の事由は、高齢のため、あっせんにより農地を売却し、農業経営の規模を縮小したいという申請でございます。譲受人においては、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

4番、譲受人である山之作の さんが、譲渡人である川栗の さんが所有する川栗の畑2筆 4,380㎡について、まとまった農地を取得し農業経営の規模拡大をしたいという申請でございます。譲渡人の事由は農業経営の規模を縮小したいというものでございます。譲受人においては、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

続きまして、7ページをお開き願います。

交換でございます。2件の申請がございました。

1番、譲受人である台方の さんが、譲渡人である下方の さん(持分2分の1)、 さん(持分2分の1)が所有する台方の畑1筆97㎡について、自作地に隣接しており耕作に便利のため交換により取得したいという申請でございます。譲渡人の理由は、相手方の要望によるものでございます。

2番、譲受人である下方の さんが、譲渡人である台方の さんが所有する台方の畑1筆97㎡について、自宅に隣接しており耕作に便利のため交換により取得したいという申請でございます。譲渡人の理由は、相手方の要望によるものでございます。

以上で議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番
(宮野委員)

売買についてですが、譲受人の経営状態の把握はどのようになされたのですか。

事務局

議案に記載してある譲受人の経営面積につきましては、農家台帳により確認しております。譲渡人についても申請書と農家台帳の照合を

行っております。申請土地についても申請の際に確認はとっており、更に現地確認もしております。ただ、所有農地が全て耕作されているかは、確認しておりません。以上でございます。

議 長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第3号は可決されました。

次に、8ページをお開き願います。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 8ページをお開き願います。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

売買でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人である茨城県稲敷郡美浦村のさくら自動車株式会社代表取締役 中山亨子さんが、譲渡人である奈土の さんが所有する津富浦の畑1筆 325㎡を売買により譲り受け、来客及び従業員用駐車場(普通車10台)用地に転用したいという申請でございます。9ページに公図の写しがございます。申請人は一般貸切旅客自動車運送事業を行っており、平成21年9月18日付けで新たに成田営業所の設置許可を受けております。申請地は国道51号を香取市方面に向かい、吉岡の十字路を左折し、約1.3km程進んだ右側に成田営業所がございます。成田営業所の事務所の隣接地が今回の申請地でございます。

続きまして10ページをお開き願います。

使用貸借権の設定でございます。3件の申請がございました。

1番、借受人である東京都文京区のマミヤ・オプティカル・セキュリティシステム株式会社 代表取締役 那須伸介さんが、貸付人である大菅の さんが所有する大菅の田1筆 1,660㎡の内 423.31㎡を借り受けて、ゴルフ場造成工事に伴う土砂の区域内移動のため仮設道路用地として平成25年1月6日まで一時転用したいという申請でございます。申請地は農振農用地区域で、一時転用完了後は農地に復元する旨の誓約書が添付されております。12ページに公図の写しがございます。申請地は県道成田滑河線を神崎町方面に向かい、水掛橋の約550m先を右折し、市道四谷名古屋線を直進し、高倉踏切を渡り、100m先を左折し、農道を900mほど進んだところを左折し、約100m直進し、突き当たりが申請地でございます。

2番、借受人である三里塚の さんが、貸付人である伊能の さんが所有する伊能の田(現況畑)1筆 350㎡を借り受けて、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。申請人は現在アパート住まいで、家族が4人で手狭なために、義祖母より申請地を借受け専用住宅用地に転用するものです。13ページに公図の写しがございます。申請地は国道51号を香取市方面に向かい、伊能十字路先の成田市立大須賀小学校入口バス停を左折し、300m直進した右側に伊能駐在所がございます。13ページの公図に成田市・伊能駐在所とあるところです。この脇が今回の申請地でございます。

続きまして11ページをお開き願います。3番、借受人である茨城県神栖市の有限会社須浪興業 代表取締役 野口浪子さんが、貸付人である伊能の さんが所有する伊能の畑1筆 1,194㎡の内 824.06㎡を借り受けて、山砂採取用地として一時転用したいという申請でございます。申請地は農振農用地区域で、一時転用許可完了後は農地に復元する旨の誓約書が添付されております。14ページに公図の写しがございます。申請地は国道51号を香取市方面に向かい、伊能交差点先のかとり農協大栄支店の100m先を右折し、砂利採取搬出路を500m進んだ突き当たりで、現在採取中の場所の右側の高台が申請地でございます。以上で議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

5番

使用貸借権の設定の3番、山砂採取の場合の一時転用許可は1年で

(菅澤委員) すが、1番については何年間許可されるのですか。

事務局 山砂については1年ごとの更新ですが、1番の場合はゴルフ場の造成工事に伴う仮設道路ですので、議案に示してある期間まで一時転用ができるものです。

5番
(菅澤委員) 一時転用の期限は無いということですか。

事務局 農振農用地ですので一時転用は3年間までです。

議長 他にございませんか。

29番
(宮野委員) 使用貸借権の設定の1番についてですが、何というゴルフ場ですか。

事務局 花葉カントリークラブというゴルフ場です。これがマミヤ・オプティカル・セキュリティシステム株式会社が経営するゴルフ場でございます。

29番
(宮野委員) 現在はゴルフ場の造成を行っているのでしょうか。

事務局 下総地区に花葉カントリークラブというゴルフ場が現在、造成中でございます。

議長 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。よって議案第4号は可決されました。次に15ページでございます。議案第5号、買受適格証明願いに付

いて でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは15ページをお開き願います。議案第5号、買受適格証明願いについて でございます。千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願い」の申請が4件ございました。いずれも同じ物件でございます。併せまして、買受適格証明書の交付を受けた申請者が最高価買受申出人となり、農地法第3条許可申請書の提出があった場合には、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか併せてご審議を願うものでございます。

1番、一坪田の さんですが、水の上の畑1筆 2,112㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願い」の申請がなされたものでございます。申請事由につきましては、自宅から近い競売物件を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、多良貝の さんですが、同じく、水の上の畑1筆 2,112㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願い」の申請がなされたものでございます。申請事由につきましては、自宅から近い競売物件を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

16ページをお開き願います。3番、香取市の さんですが、同じく、水の上の畑1筆 2,112㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願い」の申請がなされたものでございます。申請事由につきましては、競売物件を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

4番、香取郡多古町の さんですが、同じく、水の上の畑1筆 2,112㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願い」の申請がなされたものでございます。申請事由につきましては、競売物件を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。以上で議案第5号、買受適格証明願いについての説明を終わ

らせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします
します。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、買受適格証明願
いについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号は可決されました。

次に17ページでございます。議案第6号、あっせんの証明願
いについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

17ページでございます。議案第6号、あっせんの証明願
いについて でございます。成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第
15条の規定によりあっせんの証明願いがありましたので提出する
ものでございます。この証明願いは先程、農地法第3条許可申請の3
番でご可決いただいた案件でございます。

譲渡所得の特別控除に係る土地等についての農業委員会のあ
っせんの証明願いでございます。

1番、竜台の田3筆 1,172.91 m²を売渡した申請人である竜台の
さんが譲渡所得の特別控除の適用を受けるために、あっせんの証
明が必要なための申請でございます。

不動産取得税の課税標準の減税措置に係る土地についての農業
委員会のあっせんの証明願いでございます。

1番、竜台の田3筆 1,172.91 m²を取得した申請人である竜台の
さんが不動産取得税の課税標準の減税措置の適用を受けるた
めに、あっせんの証明書が必要なための申請でございます。本案件は申
請土地、申出者双方、相手方の結果等を全て成田市農業委員会農地移
動適正化あっせん基準に基づいたものであることを報告させていた

だきます。以上で議案第6号、あっせんの証明願いについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、あっせんの証明願いについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第6号は可決されました。

次に18ページでございます。議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 18ページをお開き願います。議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について でございます。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する特例農地等の利用状況の確認についてでございますが、これは、成田税務署より相続税の納税猶予の特例を受けている農地の利用状況の確認依頼が成田市農業委員会に提出されたものでございます。農地等を相続した相続人が農業を継続する場合、一定の要件のもと、納税猶予期限までその納税が猶予されるとともに、納税猶予期限まで納税が猶予された相続税が原則免除されるという制度でございます。3件の申請はいずれも相続税の納税猶予期間が相続税の申告期間後20年間農業を継続した場合、その20年目の日に免除されるものに該当しており、その確認のため、成田税務署長より利用状況確認の申請があったものでございます。

1番、下方の さんが所有する宗吾1丁目の現況地目畑、1筆5,950㎡につきまして、事務局職員が平成21年12月4日に現地確

認を行いましたところ、現況地目は記載のとおりでございます。また、備考にありますように、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しております。

2番、幡谷の さんが所有する幡谷の現況地目田、39筆 同じく畑、3筆、宅地1筆、合計43筆、33,282㎡につきまして、事務局職員が平成21年12月4日に現地確認を行いましたところ、現況地目は記載のとおりでございます。また、備考にありますように、自ら所有し、自ら農地として使用しており、また、幡谷399-6については自ら農業用施設用地として使用していることを確認してございます。

3番、公津の杜5丁目の さんが所有する台方の現況地目畑、1筆、宗吾2丁目の現況地目畑、4筆、計5筆、4,526㎡につきまして、事務局職員が平成21年12月4日に現地確認を行いましたところ、現況地目は記載のとおりでございます。また、備考にありますように、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認してございます。なお、総会でご承認をいただきますと、成田税務署長あてに相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書を提出するものがございます。以上で議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第7号、相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第7号は可決されました。

次に21ページでございます。議案第8号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

議 長

(事務局長の挙手あり)

事務局

柿沼事務局長

事務局

21ページをお開き願います。議案第8号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについてでございます。2件の証明願いがありました。いずれも関連しておりますので一括説明させていただきます。生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出により、1番、並木町の畑2筆 2,370㎡、2番、飯仲の畑2筆 1,553㎡の生産緑地について、主たる従事者の さんが、生産緑地法施行規則第4条に定める農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたことにより、同施行規則第5条に定める、生産緑地買取申出に係る農業の主たる従事者についての証明願いがありましたので、第1小委員会で現地調査の実施、農家基本台帳等の確認をしていただいております。なお、現地は植木畑で買取り申出者は農家基本台帳に登載されている従事者でございます。この生産緑地法とは主たる従事者が故障の場合は、この土地について成田市に買取りの申出をすることができます。成田市がこの土地を買取らない場合は、次に農地として生産緑地のままで売買することになります。それでも買い手が現れなかった場合は、一般の農地に戻してしまうことになります。以上が生産緑地の買取りの申出です。成田市に対して買取りの申出をするにあたり、 さんが主たる従事者であり、本人が故障したため農業をすることができないという内容の証明願いがございます。以上で議案第8号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

23番

(岩澤委員)

買取りの場合の価格はどのようにして決めるのですか。

事務局

成田市が買取る場合は、不動産鑑定もしくは時価になると思われま
す。

23番

(岩澤委員)

今までに今回のような事例はあったのでしょうか。

事務局

平成18年2月の総会で1件証明願いがありました。後継者がいない、主たる従事者が高齢となり故障された場合は買取りの申出がで

きますので、その都度、農業委員会に対し主たる従事者についての証明願いが出されることとなります。以上です。

23番
(岩澤委員)

今後も増える方向にあるのでしょうか。

事務局

主たる従事者が高齢化しており、増える方向にあります。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、議案第8号、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願いについてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。よって議案第8号は可決されました。

次の議案第9号につきましては、農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限の規定により、宮野茂委員は議事に参与できませんので暫時退席願います。

(29番 宮野茂委員 退席)

議長

22ページでございます。議案第9号、平成21年度第9次農用地利用集積計画の決定について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議長

柿沼事務局長

事務局

22ページをお開き願います。議案第9号、平成21年度第9次農用地利用集積計画の決定について でございます。23ページをご覧いただきたいと存じます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり協議がありましたので提出するもの

でございます。設定状況の概略につきまして、24ページ、25ページの総括表によりご説明させていただきます。

24ページでございます。1-1利用権の設定でございます。使用賃借権の設定による契約期間6年のものは契約面積610㎡で田2筆、1件でございます。続きまして賃借権の設定による契約期間2年1ヶ月のものは契約面積5,259㎡で田2筆、1件でございます。同じく、契約期間3年のものは契約面積2,727㎡で田2筆、2件でございます。同じく、契約期間5年のものは契約面積31,781㎡で田10筆、2件、23,929㎡、畑1筆、1件、7,852㎡でございます。同じく、契約期間6年のものは契約面積75,542㎡で田54筆、11件、66,377㎡、畑3筆、2件、9,165㎡でございます。同じく、契約期間10年のものは契約面積71,523㎡で田50筆、12件、70,491㎡、畑2筆、1件、1,032㎡でございます。合計契約面積は187,442㎡、田120筆、29件、169,393㎡、畑6筆、4件、18,049㎡でございます。また、新規設定が119,835㎡、田87筆、18件、119,835㎡でございます。再設定は、契約面積が67,607㎡、田33筆、11件、49,558㎡、畑6筆、4件、18,049㎡でございます。

続きまして25ページをお開き願います。

1-2利用権の設定(転貸)でございます。農地保有合理化法人であります、かとり農業協同組合及び成田市農業センターが借り受けた農地を貸付するものでございます。賃借権の設定による契約期間が2年1ヶ月のものは契約面積5,259㎡、田2筆、1件、5,259㎡でございます。同じく契約期間が6年のものは契約面積58,142㎡、田43筆、8件、58,142㎡でございます。同じく契約期間が10年のものは契約面積55,995㎡、田44筆、10件、55,995㎡でございます。合計契約面積は119,396㎡、田89筆、19件、119,396㎡でございます。そのうち、新規設定につきましては、契約面積101,489㎡、田80筆、15件、101,489㎡でございます。また、再設定につきましては、契約面積17,907㎡、田9筆、4件、17,907㎡でございます。詳細につきましては、26ページから39ページの農用地利用集積計画の一覧表に示されているとおりでございます。以上で議案第9号、平成21年度第9次農用地利用集積計画の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第9号、平成21年度第9次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第9号は承認されました。

(29番 宮野茂委員 着席)

議 長

報告に入らせていただきます。41ページでございます。報告第2号、専決処分について でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは41ページをお開き願います。報告第2号、専決処分について でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これをご報告させていただくものでございます。42ページをお開き願いたいと存じます。農地法第4条の規定による届出でございます。42ページから43ページまで、5件の届出がございました。続きまして44ページをお開き願います。農地法第5条の規定による届出でございます。44ページから46ページまで9件の届出がございました。続きまして47ページをお開き願います。転用事実確認証明でございます。4条で1件の証明願いがございました。次に48ページをお開き願います。5条で3件の証明願いがございました。いずれも、内容等につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め、完備しておりましたので事務局長専決により受理通知及び転用事実確認証明書を交付いたしましたのでご報告させていただきます。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第2号は終了させていただきます。

次に、49ページでございます。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について でございます。事務局の説明を願います。

事務局

それでは49ページをお開き願います。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について でございます。皆様方におかれましては聞き及びが無いと思われませんが、12月15日に改正農地法が施行となりました。旧農地法第20条6項が、ここに表示してあります農地法第18条第6項の通知となりましたので、よろしく願います。今回は7件の通知がございました。49ページから50ページでございます。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく合意解約の通知でございます。添付書類も完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので報告するものでございます。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第3号は終了させていただきます。

次に、51ページでございます。報告第4号、農地等の現況に関する照会について でございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは51ページをお開き願います。報告第4号、農地等の現況に関する照会について でございます。千葉地方法務局成田出張所より2件、香取支局より1件、千葉地方裁判所佐原支部より1件、合計4件の農地等の現況に関する照会がありましたので、農業委員が現地調査を行いました結果、報告第4号に記載内容のとおり回答をいたしましたので報告するものでございます。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問等無いようですので、報告第4号は終了させていただきます。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後3時25分閉会)